



公示第101号

登録教習機関の業務の休止の公示について

下記の機関について、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「法」という。）第77条第3項において準用する法第49条の規定による届出があったので、労働安全衛生法第112条の2第2項第2号並びに労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和47年労働省令第44号）第25条の3第2項の規定に基づき、下記のとおり公示する。

記

- 1 登録教習機関の名称
一般財団法人港湾労働安定協会
- 2 所在地
東京都港区新橋6丁目11番10号
- 3 代表者職氏名
会長 花島 孝明
- 4 休止する技能講習の業務の範囲
小型移動式クレーン運転技能講習（兵労基安登録第351号）
- 5 休止する年月日
令和7年4月1日
- 6 休止の期間
令和7年4月1日から令和8年3月31日

令和7年3月28日

兵庫労働局長

